

保育所等入所に関する確認票(1号)

各項目をお読みになり、署名の上、お申し込み下さい。※確認票の提出が無い場合は受付できません。

【 共 通 】 確認及び同意事項	
①	利用案内（その他関連書類を含む）は全てお読みになり、理解したものとして対応します。
②	保育所等の利用調整（入所選考）は、提出された書類を基に審査し決定します。申込後、家庭状況（住所・連絡先・家族構成・勤務状況・保育状況等・入所要件）に変更があった場合は速やかにご連絡下さい。申込内容が事実と異なると判明したときは入所の内定や決定を取り消すことがあります。
③	利用調整（入所選考）は、締切日までに提出された書類によって審査します。期限後に提出された書類は、次回の利用調整（入所選考）からの審査対象とします。また、提出された書類はお返しできません。
④	施設の運営方針をご理解いただき、施設をご利用ください。
⑤	在所（園）児が在所（園）以外の保育所を希望する場合（施設利用申込書の第一希望にて）は、新規児童の取扱いとなります。希望園に入所できなかったとしても、元の施設に戻ることはできません。
⑥	課税情報が確認できない場合は、副食費徴収対象となります。
⑦	市民税の更正が判明し、副食費徴収対象となった場合は、遡って園に直接納付することになります。
【公私連携認定こども園】 確認及び同意事項	
①	1号認定の利用調整（入所選考）は、校区優先となります。
②	校区外の児童の入園も可能ですが、小学校入学の際には、原則として、指定される学校区の小学校に入学することになります。
③	入所日は毎月1日となります。ただし、1日が土曜・日曜・祝祭日に当たるときは登園できません。
④	施設の利用申込（現況届）は毎年度必要となります。引き続き利用を希望する場合は、必要書類を提出してください。

上記条件について確認し、同意致します。

南城市福祉事務所長 殿

令和

年

月

日

申請者

児童名